



国民健康保険の退職者医療制度

年金 もう届け出は済んでいますか

会社などを退職して国民健康保険に加入した人が、厚生年金や共済年金を受給できるようになった場合は「退職者医療制度」で診療を受けることになります。

退職者医療制度の財源は、自己負担と国民健康保険税のほか、元の職場の健康保険などからの拠出金で成り立っています。退職者医療制度の対象者となっているにもかかわらず届け出がないと、拠出金で負担すべき医療費分まで国保が負担することになります。

対象になったら必ず届け出をお願いします。

次の①～③すべてに該当する人が対象です

- ①国民健康保険に加入している人
 - ②65歳未満の人
 - ③厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金を受けられる人で、年金への加入期間が20年以上、または40歳以降での加入期間が10年以上の人とその扶養家族
- *扶養家族とは、退職者本人の子、配偶者(内縁を含む)、直系尊属、三親等内の親族または配偶者の父母と子で、退職者本人と生計を共にし、主として退職者本人の収入で生計を維持している人

14日以内に届け出を

年金証書を受け取ったら、14日以内に保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課へ届け出て、「国民健康保険退職被保険者証」に切り替えてください。



届け出に必要なもの

年金証書(加入期間の分かるもの)、保険証、印鑑

病院にかかるとき

病院の窓口に「国民健康保険退職被保険者証」を提出し、受診してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



年金の振込・支払通知書

発行は年1回です

国民年金、厚生年金、船員保険の年金は、支払月(偶数月)の15日に希望した銀行などの預金口座に振り込まれます。「振込通知書」は年1回、日本年金機構から毎年6月に送付され、翌年4月までの支払日と金額が記載されています。年金の支払額に変更があったときや、受取先の金融機関を変更したときなどには、その都度通知されます。郵便局の窓口で通知書と引き換えに現金で受け取りをしている場合は、支払いごとに「支払通知書」が送付されます。

※くわしくはねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ。

